



昼休みのコンビニ等利用と労災

問 昼休みにコンビニ等へお昼ごはん等を購入するための往復行為中の負傷は労災の対象となるか。

の負傷については「業務起因性」は否定されると考えられますので、労災の対象とはならないと考えられます。

認められる場合があります。まず、休憩時間中であっても事業場施設内で発生する災害で、それが事業場施設の不備・欠陥

として「業務起因性」が認められる場合があります。具体的には、用便・飲水などの生理的・必要行為や、作業と関連のある各種の必要な行為、合理的行為などです。これらの行為は、それ自体としては一見私的行為にあたるもの、就業時間中ではなく、たんに休憩時間中に行われたという時間的区分だけで「業務起因性」を否定することは合理的とはいえません。よって、上記行為を行った際の負傷については、たとえ休憩時間中であっても、業務付随行為によるものとして、一般的には「業務起因性」が認められます。

傷などは、事業場施設の不備・欠陥によるものでもない限り、一般的に「業務起因性」は認められません。仮に「業務遂行性」が認められたとしても、今回負傷したのが休憩時間である以上、一般的には「業務起因性」は否定されることとなります。例外的に「業務起因性」が認められるか検討すると、事業場施設外で生じた負傷であることから、事業場施設の不備・欠陥に起因するものにはあらず、また、食事は生理的に必要な行為であるものの、昼休みが設けられ、就業時間中に必ず行われるものではないことからすると、就業時間中にも必然的に生じるものである用便・飲水などの生理的・必要行為とは同様に取り扱うことはできないと考えられます。



答 昼休みにコンビニ等へお昼ごはん等を購入するための往復行為中の負傷については、事業場外で昼休みに生じた出来事であり、何ら会社の支配下にないことから、本件

「業務起因性」とは、労働者が労働契約にもとづき事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められることを指します。作業中の負傷であれば原則として業務起因性は認められますが、休憩時間中については、自由行動が許されており（労基法第34条第3項）、その間に行う個々の行為は私的行為に当たりますので、休憩時間中の負傷については、一般的には「業務起因性」は認められません。

しかし、休憩時間中の負傷などであっても、例外的に「業務起因性」が認められる場合がある。たとえば、事業場施設の不備・欠陥に起因するもの、就業時間中にも必然的に生じるものである用便・飲水などの生理的・必要行為とは同様に取り扱うことはできないと考えられます。



また、休憩時間中の行為の中には、仮に就業時間中に同じ行為を行うのであれば、業務不随行為

また、積極的な私的行為（キャッチボール等）を行った際に発生した負

イラスト・木村武司